

マージン率等の公開資料（2025年度）

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。



事業所名：株式会社ファルコン

許可番号：派 14-010117

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点 名称	北海道事業部
拠点 所在地	札幌市中央区南1条東2丁目8-2 SRビル4階

派遣労働者数	派遣 先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当りの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当りの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
7 名	3 カ所	31, 826円	24, 513円	23. 0%

* マージン率とは

派遣先より株式会社ファルコンに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と称しています。

* マージンに含まれる費用内訳 ←

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経	健康診断費用	一般検診、生活習慣病および人間ドック等の予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人広告誌およびインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業費用	営業スタッフの人件費および活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

・ 情報セキュリティ教育	・ ビジネスマナー教育
・ 人材派遣のシステム(基礎)	・ 各種PC研修(初級、タイピング基本編、関数入門、中級編)

3. キャリアコンサルティング相談窓口：北海道事業部(011-206-2600)

4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・ 労使協定の締結可否	： 締結済み
・ 労使協定対象となる派遣労働者の範囲	： 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・ 労使協定の有効期間の終期	： 2026年3月31日

5. その他参考と認められる事項

・ 首都圏デジタル産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。